

No.	計画(案)該当箇所	ご意見の要旨	本市の考え方
1	<p>施策分野 男女共同参画に向けた意識改革 【基本施策1】 ジェンダー平等の理解促進と 固定的性別役割分担意識の解消 (1)普及啓発の取組強化</p>	<p>情報発信サイトを構築するだけでは不十分と考えます。情報発信サイトにおける「構築」は、あくまでスタートラインに過ぎません。目的を達成するためには、質の高いコンテンツ制作、安定した保守・管理、そしてデータに基づく分析・改善が不可欠です。そのため、サイトの計画立案フェーズでは、単なる箱作りとしての「構築」にとどまらず、その後の「運用」までをトータルデザインとして組み込む必要があります。以上から、「情報発信サイトを構築・運用する」とすべきと考えます。</p>	<p>本計画に記載しております総合情報発信サイトにつきましては、男女共同参画施策を進めていく意義をわかりやすく掲載するとともに、現在様々な存在する男女共同参画関係のサイトのリンクを掲載することで、本市における男女共同参画関連の情報を得たい方々の入り口となる機能を持たせる予定としております。 日々の情報更新などにつきましてはリンク先のサイト運用により行っていく想定としておりますが、今後必要に応じて総合情報発信サイトの運用についても適宜検討してまいります。</p>
2	<p>施策分野 男女共同参画に向けた意識改革 【基本施策1】 ジェンダー平等の理解促進と 固定的性別役割分担意識の解消 (2)こども・若年層への教育・啓発</p>	<p>男女共同参画センター含む市が積極的に学校と連携してほしい。 男女共同参画に関する授業等取り組みに意欲のある教員が在籍するか否かに関わらず、教員の意欲の差が生徒や児童にとっての学習機会の差とならないように、男女共同参画センター含め市が学校と連携して男女共同参画に関して学べる機会を提供してほしい。(学校の持つ予算は限定的であるので、男女共同参画センターと連携して学校の経済的負担を減らす方法も考えてほしい。 出前授業も重要であるが、例年実施している男女共同参画普及啓発事業において、配布できるリーフレットを作成し、プッシュ型で積極的に接点を作っていくべき。また、相談事業の情報提供も年に一度は紙媒体で学校に配布してほしい。スマホやインターネットが普及した現代においても、情報を取りに行くのはたやすいことではない。男女共同参画センター内でセミナー等を行い普及啓発することも重要であるが、公共のセンターとして公的なネットワークを活用し、プッシュ型で男女共同参画社会実現に向けて、活動してほしい。</p>	<p>P30に記載しておりますとおり、本市としましても子どもだけでなく子どもを取りまく周囲の大人に対する啓発も必要と考えており、教育委員会とも連携しながら学校における男女共同参画の啓発を進めてまいります。 また、男女共同参画センターで発行しております「男女共同参画誌 クレオ」につきましては、現在大阪市内の小学校1年生に配布しており、次年度からは市内小学校中学校の保護者向けに、こども向けイベントチラシ等掲載専用ページにおいてデータ配信する予定となっております。 引き続き頂いたご意見も踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け取組みを進めてまいります。</p>
3	<p>施策分野 男女共同参画に向けた意識改革 【基本施策1】 ジェンダー平等の理解促進と 固定的性別役割分担意識の解消 (3)男性への理解促進</p>	<p>「男女が仕事だけでなく、家庭・地域とともに責任をもち、男性も家事・育児・介護等を楽しむことができる・・・」の文言について、冒頭の主語が、「男女」ですが、「男性」とした方が論理が一貫するようおえます。 あるいは、冒頭主語を「男女」とするならば、「・・・男性も家事・育児・介護等を楽しむ・・・」の「男性も」を「男女が」とする方が一貫性があるかと存じます。あとの「男性も」を「男性も女性も」とすることでよいかもしれません。 「男女が(あるいは『男性も女性も』)家事・育児・介護等を楽しむ(エンjoyしている)」状況は、ぜひ現実化するとういと思われる前向きなニュアンスを感じます。</p>	<p>ご指摘の意見を踏まえ、当該記載箇所が男性への理解促進における取組み部分であることも踏まえて、該当部分を下記のとおり修正いたします。 「男女が仕事だけでなく、家庭・地域にも責任をもったうえで、男性も家事・育児・介護等を楽しむ・・・」</p>
4	<p>施策分野 だれもがあらゆる場で活躍できる環境づくり 【基本施策2】 働く場での女性活躍と ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)誰もが働きやすい環境整備</p>	<p>誰もが働きやすい環境整備は、個人にとっても社会全体の活力向上のために重要です。 素案では「企業等におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントをはじめとする、様々なハラスメントの防止に向けて、セミナーを開催するなどの啓発活動を行い、職場における安全で快適な環境づくりを推進する」としています。 妊娠・出産・育児休業等に関しては、ハラスメントの取り組みのみならず、「育児休業の取得等を理由とする不利益取り扱いの防止」などの啓発活動も同時に進めることを提案します。 従業員にとっては、ハラスメントの防止と共に、企業側の評価についての意識改革は非常に重要と考えます。</p>	<p>育児・介護休業法では、育児休業や介護休業等を理由として、労働者に対し不利益取扱いを行うことが禁止されています。本市としましても、育児休業の取得等を理由とする従業員への不利益取扱いを防止することは、誰もが働きやすい環境整備を進める上で重要な要素の一つであると認識しており、セミナー開催時等での啓発・周知を行っているところで。今後も引き続きハラスメントの防止等と併せて啓発・周知に努めてまいります。</p>
5	<p>施策分野 だれもが安全に安心して暮らせる社会づくり 【基本施策5】 様々な困難を抱えた方への支援 施策の方向 (3)障がい者・高齢者・LGBTなどの 性的マイノリティ・外国につながる方等への 支援充実</p>	<p>「障がい者・高齢者・LGBTなどの性的マイノリティ・外国につながる方等」という記載について、非常に包括的かつ抽象的な表現であり、それぞれの属性を持つ市民・住民の実態や課題を十分に理解した上で記載されているのか、疑問を感じます。 これらの人々が直面している困難は多様であり、例えば障がい者であり高齢者でもあるなど、複合的な属性を併せ持つ場合も少なくありません。特に、障がいのある女性や高齢の女性などは、性別による不平等と他の要因が重なり、より深刻な課題を抱える可能性があります。 行政としてこれらの人々を男女共同参画施策の支援対象と位置づけるのであれば、それぞれが置かれている状況や具体的な困難について、一定の現状認識を示す必要があると考えます。もし現時点で実態を十分に把握できていないのであれば、男女共同参画基本計画の中に、実態調査や分析を行うための取組みを明確に位置づけていただきたいと思います。 男女共同参画に関する政策は、「男性で、健康で、安定した職に就き自立して生活できる人」を基準とした生き方に、女性の生き方を近づけることを目的とするものではなく、性別や属性を問わず、すべての人がケア労働を含めて役割を分担し合い、より多様な人々を包摂する社会の実現を目指すものであるべきだと考えます。このような観点に立つと、「障がい者・高齢者・LGBTなどの性的マイノリティ・外国につながる方等」の生活に対する支援は、男女共同参画施策において、より重点的に位置づけられてよい課題ではないでしょうか。</p>	<p>本市では様々な方々を対象とした計画を個別に策定しており、当該計画に基づき本市施策を実施しているところではありますが、男女共同参画の観点も取り入れて対応していく必要があることから当該施策について記載しております。 頂いたご意見につきましては、今後施策の参考とさせていただきます、引き続き各関係部局との連携を図りながら男女共同参画社会の実現に向け取組みを進めてまいります。</p>
6	その他	男女共同参画施策は大切な施策なので続けてください。	御意見をいただきありがとうございます。